

# 倫 理 綱 領

平成23年 4月20日 制定

平成29年10月10日 改定

## 一般社団法人マンション計画修繕施工協会

当協会会員社は、良質なマンションストックを維持するため、日々研鑽し、技術及び品質の向上、人材の育成に努めなければならない。

また、マンション計画修繕工事を行う専門工事業者として、発注者である管理組合の信頼を得るためには、各種法令を遵守することはもとより、社会的に良識ある行動が求められている。

そこで、本会事業の遂行及び会員社の誠実かつ公正な業務の遂行に資するため、以下に掲げる倫理綱領を制定し、その実践を通して広く社会の信頼に応えるものである。

- 1 会員は、業務の遂行にあたって、本綱領を尊重するとともに、法律を遵守する。
- 2 会員は信義・誠実の倫理と専門性の高い知識・技能を持ってマンションの計画修繕工事の施工にあたり、マンション管理組合等との信頼確保に努めるものとする。
- 3 会員は、マンション管理組合が不利益や損害を受ける行為を行ってはならない。
- 4 会員は、施工技術及び品質を確保するため、その従業員に対し、法令及び綱領の趣旨を徹底するとともに、専門職業人として十分な徳性と能力を持つ人材の育成に努めるものとする。
- 5 会員は、協会活動の公益性に鑑み、協会が行う調査及び研究等に協力するものとする。
- 6 会員は、業務上知り得た依頼者に関する個人情報を外部に漏らしてはならない。
- 7 会員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは関係を持たないものとする。
- 8 会員は、本綱領の趣旨を逸脱し、本会及びほかの会員の名誉又は信用を毀損する行為又は毀損する恐れがある行為を行ってはならないものとする。その従業員もまた同様とする。
- 9 会員は、地球や地域の環境問題と建築の関わりを認識し、業務に取り組むものとする。
- 10 会員は、受注獲得の目的をもって不当な行為や誇大な広告を行ってはならない。
- 11 発注者からの施工に関する不具合等の申し出があった場合の対応は、迅速に行い、誠心誠意対応することとする。